衆議院議員選挙区画定審議会の運営についての申合せ

令 和 6 年 5 月 9 日 衆議院議員選挙区画定審議会

衆議院議員選挙区画定審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 区割りに関する調査審議、改定案の作成等をその所掌としており、事柄の性 質上、委員の率直な意見の交換及び公正な判断が損なわれないよう、会議 は非公開としつつ、下記のとおり、その審議経過を公開することとする。

記

- 1 会議は、非公開とする。ただし、冒頭のカメラ取りは可とする。
- 2 具体的な区割りに係る事項を除き、会議終了後、会長又は会長代理による記者ブリーフィングにより議事の概要を紹介する。
- 3 具体的な区割りに係る事項を除き、会議終了後、事務局は、議事の要旨 を作成し、速やかに公表する。
- 4 具体的な区割りに係る事項を除き、審議会に提出された資料は、原則として公表する。
- 5 会議終了後、議事録を作成し、委員の確認を得た後、審議会の了承を得 て確定する。
- 6 議事録については、審議会の勧告前においては求めがあっても開示しない。審議会の勧告後においては求めがあれば、当該勧告に係る委員の在任中は全ての発言者の氏名を除いて開示し、当該勧告に係る全ての委員の退任後は発言者の氏名を含めて開示する。
- 7 上記3及び4の公表は、総務省 HP に掲載することにより行う。